一般競争入札（最低価格落札方式）に関する質問及び回答（Q&A）

最終更新日 2021年 9 月 9日

独立行政法人情報処理推進機構

件名： 「令和2事業年度財務諸表の官報掲載業務（単価契約）」

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	Ⅲ. 仕様書	p.16	3.1 実施内容・方法	「官報に掲載するデータは契約締結後にIPAから提供するものとし、請負者は提供された官報掲載用データをもとに校正ゲラを作成し、IPAの確認（校正）を受けて必要に応じ適宜修正等を行った後、速やかに官報への掲載を行うこと。」とありますが、請負者の作業実務として、掲載日を指定した上でゲラの作成を国立印刷局に依頼する必要があり、加えて「IPAの確認には5営業日程度を要する前提でスケジュールを設定」とのことを勘案すると、 ①貴機構が請負者へ「官報に掲載するデータ」を提供する見込みの日 と、 ②官報掲載の期限日（例：遅くても〇月〇日までに掲載） の間には最低でも5～6週間程度の期間を要するものと考えますが、①及び②に該当する日付をご教示下さい。	①「官報に掲載するデータ」を提供する見込みの日 契約締結が見込まれる9月末日前後を想定しております。但し、契約締結時に必要となる書類（印鑑証明書等）の提出時期等によって時期が前後する場合があります。 ②官報掲載の期限日（例：遅くても〇月〇日までに掲載） 本件は、掲載日の決定に当たっては国立印刷局との調整を要し、請負者の責任のみによって期限を守ることが困難になる場合があると考えられることから、官報掲載の期限日は定めておりません。 但し、独立行政法人通則法第38条第3項において、遅滞なく公告を行う旨が定められていることから、特段の理由なく業務が停滞、遅延しないようにしてください。	2021年 9 月 9日